

令和5年度第1回関市自治基本条例推進審議会 会議録

| | | | |
|------------|--|---|-----------------------|
| 1. 日 時 | 令和5年8月31日(木) 開会：午前10時 閉会：正午 | | |
| 2. 場 所 | 関市役所6階 大会議室 | | |
| 3. 出席委員 | (◎会長、○副会長) | | |
| | 1号委員 | | 高村 明宏 公募 |
| | | | 吉田 靖 公募 |
| | 2号委員 | | 遠藤 俊三 関市自治会連合会 |
| | | | 伊藤 哲 関市老人クラブ連合会 |
| | | | 西部 道子 関市社会福祉協議会 |
| | | ○ | 松田 一浩 関市まちづくり協議会 |
| | | | 櫻井 広志 関商工会議所 |
| | | | 大坪 眞之 関市青少年健全育成協議会 |
| | | | 村山 裕見子 関市地域女性の会連合会 |
| | 3号委員 | ◎ | 菊本 舞 岐阜協立大学経済学部准教授 |
| 4. 欠席委員 | 2号委員 | | 森 有生 関青年会議所 |
| 5. その他の出席者 | 市長 | | 尾関 健治 |
| | 事務局 | | 相宮 定 協働推進部長 |
| | 事務局 | | 遠藤 真理子 市民協働課長 |
| | 事務局 | | 寺町 知宏 市民協働課課長補佐 |
| | 事務局 | | 長尾 伸也 市民協働課課長補佐 |
| | 事務局 | | 高濱 悠樹 市民協働課主査 |
| 6. 傍聴者 | 1名 | | |
| | (午前10時 開会) | | |
| | 1 委嘱状の交付 | | |
| | 2 市長あいさつ | | |
| | 3 委員紹介 | | |
| | 4 会長及び副会長の選出 互選により会長に3号委員の菊本舞氏(岐阜協立大学経済学部准教授)、副会長に2号委員の松田一浩氏(関市まちづくり協議会)を選出 | | |
| | 5 審議事項 | | |
| 事務局 | <配布資料確認> <進捗状況説明(第1条から第20条まで)> | | |
| 会長 | ここまでで何かご意見ご質問等あればお受けしたいと思います。それぞれの立場があると思いますので、それぞれの見地からお願いいたします。 | | |
| 委員 | 第9条関係について、せきの未来・社会貢献プロジェクト「みらプロ」はなぜ終了したのか。 | | |
| 事務局 | 現時点で理由までわからない。確認し追って報告します。 | | |
| 委員 | 自治基本条例を作成することとなった当時の理由や状況が分かる資料があると、現状と比較しやすい。もう一つ、アンケートを見ると、「行政」という言葉は、「関市」に変えたほうがいいのではないかと感じた。 | | |

| | |
|-----|---|
| 会長 | <p>当時の社会情勢と、現在の社会情勢との比較について、見直しの事項で改めて事務局から説明があると思う。比較ができることはとても大事で、自分も前回お伝えさせていただいた。行政という言葉の使い方について、市民の方が見えている満足度と判断基準となる数字として挙がっているものから違和感があるのではないかと思う。条例そのものの進捗をはかる指標についてはコロナ禍前よりずっと議論となっていて、成果を計る指標をどのようなものにするのかも改めて議論する必要がある。</p> <p>事務局から何かあるか。</p> |
| 事務局 | <p>成果指標については、第5次総合計画の結果から紐づけたものを載せている。会長がおっしゃられるとおり、条例の効果を直接表しているものではないものも多くある。今後の審議により見直していきたい。</p> |
| 会長 | <p>条例そのものの見直しに加え、進捗状況の管理などをする際に、その説明資料の作り方についても改めて聞いていただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>地域の格差はまだある。地区別エリアごとデータあるか。地域の温度差など分析したうえで課題を出し目標管理していかなければいけない。また、人口減が定義されて作られているのであれば、そこも考慮して見直しをしていかなければならない。</p> <p>また、ここで上げている第17条危機管理の中で重大な事故とは何を定義しているか聞きたい。自然災害なのかBCPなのか。地域格差を解消するためということもある。ここでいうのは、自然災害なのか、感染対策なのか。それとも情報セキュリティなのか。企業はそのところ大体定義しているものだが、検討に挙げているか追加説明が欲しい。</p> |
| 事務局 | <p>危機管理は自然災害だけでなく、情報セキュリティなども含めた広義での重大事故を想定している。今回例示させていただいたものは自然災害が多いが、その他の重大事故にも、この条例の効果が及ぶよう審議していきたい。</p> |
| 会長 | <p>地域の格差という言葉が出たが、地区別、あるいはエリア別のデータというものはあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>データ自体はアンケート結果なので残っていると考えられるが、その観点からのデータ分析は行われていない。また確認させていただく。</p> |
| 会長 | <p>コロナ禍前の審議会では、進捗状況として地域委員会の設立状況などの資料もあったように思う。直接的なものは少ないと思うが、そのような資料を用意していただいて、制定の経緯も含めて議論していけたらと思う。その辺りも含めてご検討いただければと思います。</p> |
| 副会長 | <p>この条例も議会を通しているのですが、今出しているのは、この条例を基にした進捗状況だと思うが、根本的な話をすると、不思議に思うのが、第4条の中に市民・議会・行政が協働するまちづくりとある。協働は、市民が議会や行政のことを何でも知れる環境にあることだと私は勝手に思っている。第5条に知る権利があるが、そもそも情報が公開されていなければ知ることができない。次に学ぶ権利。これも学べるようにしていないといけない。現実、条例を普通に読める市民がそんなにいるとは思えない。この自治基本条例は県内でも7市町村程度しか施行していない。市長は先の挨拶でこの条例は1丁目1番地だといったが、HPを探すと見つからない。根本的なところで市民に寄り添おうとしているかが不安で、小手先ではなく、根本的なところを詰めれば、こんなものがなくてもできるのではないかと思う。探すことができれば、協力も協調も協働もできていくんじゃないかと思う。ただ、この見直しをしてもこの条例案の見直しにはならない。根本的なところで、この条例の部分ができていないを判断していくことと、条文が多くあることで、縛りを受けすぎる部分に関しては見直していく必要があるのではないかと思う。例えば、市長変更の際にこの条例が過度の縛りになるのはよろしくない。細かいところは、各課が5次総に応じて決めればい</p> |

| | |
|-----|---|
| | いため、見直しのポイントがずれているのではないかと思う。 |
| 会長 | 根本的な部分のことをお話しいただきましたが。 |
| 部長 | この条例は市長が変わるからといって変わるものではない。もし変える必要があるのであれば、この会で決めるべき。新市長の方針で取り入れる必要があるものがあれば、必要な変更をかけていくことになる。 ちなみに、自治基本条例を定めているのは、全国で 405 自治体、県内では 13 自治体。最近では作る自治体が減ってきているのが現状である。 |
| 副会長 | 危惧しているのは、第 24 条の地域委員会については、作ることが「できる」だから、作りたい人が勝手に作ればよろしいが、市民活動センターなんかは、縛りを作ることになるのではないかと思う。あえて他所にはないことが記載されているので。ほかの部分は他所のものにも書いてある内容で、そこをきちんとしたい。 |
| 会長 | すでに後半のことについても触れ始めているので、第 21 条以降について説明後、改めてご意見をうかがいたい。事務局お願いします。 |
| 事務局 | <進捗状況説明（第 21 条から第 31 条まで）> |
| 会長 | ありがとうございました。 さきほどから後半部分についても意見が出ているが、ほかにあるか。 |
| 委員 | 自治基本条例は条例だが、それ以外に条例はないのか。 |
| 事務局 | 条例という観点であれば、もちろん関市には条例は他にもある。条例に優劣というもの本来ないが、市民のまちづくりの根幹を規定しているという点で、自治基本条例は重要な位置づけである。 |
| 委員 | 自治基本条例は、そもそもまちづくりに関する条例なのか。 |
| 事務局 | それだけではないが、メインはまちづくり。「住民自治」も含まれている。 |
| 委員 | 自治基本条例の見直しとある。我々審議会のメンバーに求められているのは、条例の改定と考えてしまうが、この条例に基づく施策の見直しなのか。 |
| 事務局 | その話の部分もあるし、条例で規定されているため、条例自体の変更もできる。 |
| 委員 | この条例は誰が改正できるのか。 |
| 事務局 | 手続き上、市が議会に提案し、議会で諮り、改正される。見直しありきにはなるが、皆さんの提言をいただく、それを基に市として改正案を作る、議会に諮る、議会で認められて初めて有効・公開になるところである。 |
| 委員 | 関市民でも自治基本条例の認識はこんなもの。全く知らない。広報に力を入れて市民に伝えないと、市は一生懸命やっているが、市民には何も響いてこない。アンケートも回答 4 割で。どういうものなのか市民は分からず、効果に疑問がある。また、最後の条文、最後の決定権限は市長にあるのか。 |
| 事務局 | 第 31 条の委任規定については、どちらかというとも各項目の詳細についての委任の事。大雑把な部分については本条例で定め、条例の下に規則や要綱があるが、詳細はそれで定めると考えていただければ。 |
| 委員 | 地域委員会が色々なことをやっているのは分かった。地域住民の何名が参加されたのか。指標として見えたら、自分たちで評価を下せるのではないかと思う。 |
| 事務局 | 各地域委員会でも自前でアンケートを取っているところもあるので、そちらの内容に関しても、この審議会の場にあげていく。また、事業をすることではなく、参加してもらうことが本質であると思うので、その辺りの数字に関しても出せるよう用意する。 |
| 会長 | 地域委員会では、イベントの他にも地域の基盤を支える事業の両面が混在しているため、必 |

| | |
|-----|--|
| | <p>ずしも参加者の数字だけでは見ることはできないが、その数字も大事である。進捗状況に関しては以上とさせていただきます。</p> <p>続きまして、条例のあり方について、事務局に説明してもらったあと、改めてご意見いただこうと思います。</p> |
| 事務局 | <自治基本条例の見直しについて 説明> |
| 会長 | <p>では、今の説明に基づいて、何か意見はあるか。</p> <p>今までの経緯に沿って、この審議会をどのように進めていくかも含め、事務局から説明のあった、見直しの検証の方法も併せて是非ご意見をいただけたら。</p> |
| 委員 | まちづくりに関わる人材育成について市が力を入れていることがあったら教えてほしい。 |
| 事務局 | 直接書いているわけではないが、市民協働課が若者のまちづくり参画を増やす事業を進めている。主に高校生や大学生を中心に若い世代から、参画しやすい場を築いていけたら。地域委員会の担い手の高齢化問題も相談がある。これらの問題をどう解決していくかが課題。 |
| 会長 | <p>見直しの中で人材の支援についても考えていかななくてはいけない。</p> <p>地域の格差、危機管理に対する問題、という意見も出た。また、根本的に市民あるいは行政の協働に対する理解を促していくべきという意見も上がった。併せて、「地域委員会」や「まちづくり市民会議」など具体的なワードを記載事項に含めるかどうか、という意見ものぼったので、議論していきたい。それと、この審議会の進め方に対してもご意見があったら言って欲しい。</p> |
| 副会長 | アンケートというのはどこが担当しているのか。 |
| 事務局 | 企画広報課が担当している。 |
| 副会長 | アンケートの内容も担当しているのか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 副会長 | <p>わかりました。</p> <p>視点が役所ベースになっていると思う。もともとの90何パーセントがどこから持ってきた数字であるのかとか、一番不思議なのが、協働の満足度で、市民の方は本当に協働というものを正しく理解できているのか。市民協働の定義を知りたい。</p> |
| 事務局 | <p>アンケート内の協働の位置づけだが、答える側に関してはそれぞれ異なっていると思う。ただし、このアンケートの中では、「市民活動の支援」「地域委員会の活動支援」「自治会などコミュニティ支援」などを行政がどれだけ行っているかという視点というように設問はなっている。捉え方は、回答者の自由である。</p> <p>先ほど言われたように関市は広報が弱い。HP、シティプロモーション。HPが弱点なので、自治基本条例に限らず、直していかなければいけない。</p> |
| 副会長 | <p>例に挙げると、都市計画審議会の議事録を見ようと思ったとき、総合計画のページの下に都市計画審議会のページがついている。そのもう一個下に立地適正化計画がある。真ん中が分からない。担当課に訊いたら閲覧はできるといわれた。じゃあ、板取の人はそれだけのためにここまで来て閲覧しなければならないのか。この時点で、知る権利を果たせていないと思う。内容よりも根本的なところを解決することが一番。それから政策とかなのではないかと思う。関のことを色々な先生が取り上げて書かれることはプラスになることばかりだと思う。それがPRになり、勝手に広まっていく。尾関市長が先ほど3つのことを言われたが、これらが誰にも伝わってなければ、プロモーションできていないので、HPなどそのような人たちに関市が面白いと思われることが大事だと思う。表面的なところよりは、そちらを大事にするべきだと思う。</p> |

| | |
|-----------|---|
| <p>会長</p> | <p>自治基本条例自体の PR についてもございますが、HP で公開がされるべき、されてしかるべき情報が公開されていないことに象徴されるように、協働の前提となる関係性が目に見える形できちんと担保されているかという根本的な問いを投げかけておられると思う。つまり、条文そのものを変えるというよりも、定義や基本原則、権利・責務・役割を条文の変更と共に検証する必要がある。HP の階層化やほしい情報に簡単にたどり着けないことが象徴的になっているということ。見直しの背景にあたる部分の現状分析を審議会としてはきちりやってみ直しに入れるべきだと、検討事項に入れさせていただきたいと思います。</p> <p>先ほどから出ているアンケートの満足度に関わる場所ですが、これはそれぞれの担当部局ごとに行っている施策に対する市民の方の満足度ということなので、どうしても市民協働としては、それぞれでしか測ることができないということなので、その数値を審議会で議論するうえでそのまま持ってきてよいものかも議論する必要がある。</p> |
| <p>委員</p> | <p>地域委員会一つとっても内容や進度に差があるし、地域課題を解決するうえで、本当に地域の最高機関として位置づいているのか。そのように見えない意見が多々ある。ある人は、地域委員会は特別な人がやっていると言っている。地域委員会に限らず、地域には、その地域のために尽力されている団体や個人はたくさんいる。地域委員会の予算があれば、何かできるとか、地域委員会に登録しないと予算が使えないとか、そういう意味ではないかと考えていますが、地域委員会の進め方が悪いのかもしれないが、その方向になるように情報を流してもらっても一つではないか。</p> <p>もう一点は、協働という言葉が出ていましたが、各課の協働で見えない部分があると思う。福祉の相談窓口は非常に整理されている。教育振興計画は教育委員会が作るんだけど、市全体に位置付けていない。学校教育だけの振興計画になっている。市全体の事として、捉えなければいけない。彦根では、地域通貨というのがあり、美しい行いをすると、ポイントがたまり、そのポイントを寄附できる。寄附された団体はそのポイントを監禁できるという制度がある。関市にも各課が単独でやっているポイントがあると思うのだが、この条例を具現化するような大きな形で、各課ではなく全体として取り組むべきである。例えば、市の事を学ぶセミナーに参加したらポイントがもらえるなど、何か楽しいものが全体でできないか。そのように思っている。</p> |
| <p>会長</p> | <p>市内の協働については何かされていますか。</p> |
| <p>課長</p> | <p>各課それぞれ協働推進員がいて、それぞれ取り組んでもらっている。1 課 1 ボランティアなどを促していて、各課で取り組んでほしい旨は伝えてはいるが、全体での取組はなかなかできていない。</p> |
| <p>部長</p> | <p>各部署の連携なので、取り入れていきたい。また、各地域委員会については、濃淡があり、一朝一夕にはできないので、続けて取り組んでいきたい。</p> |
| <p>会長</p> | <p>地域ベースで、多くの自治会や団体や個人を取り込んでいくことはなかなか難しいことで、近隣ですと岐阜市にもまちづくり協議会があるが、やはり自治会とのやり取りで苦慮されていると聞いている。岐阜市では自治基本条例という形ではないが、住民自治に関する同じような条例があったが、一部改訂し、まちづくり協議会と自治会別々の条文をたてることによって、役割分担をし、それぞれの活動で地域に貢献していくことをまとめている。地域にとっては敏感な部分に触れるような議論もしていかなければいけないかと思う。</p> |
| <p>委員</p> | <p>ある先生が、自治基本条例があることはすごいことで、これがあることだけで誇りだ、というようなことを言っていた。それはなぜかということ、条文に対して行政やあるいは市民が、ここが守れていないのではないかと、言ったら、それは条例違反ということになり、どうす</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>るか考えることができる一つの根本的なバイブルであると言われた。我々のこの見直しの中で、細かな施策の見直しも必要だが、基本的には前半に書いてある、「市民が主役」「行政と市民が協働」という条文がすべてだと思う。個々の見直しの議論を始めるという話だが、その中で、条例に対して、まだここがやっていないのではないかと、必要なのではないかとということをも市の意見をベースに審議会で議論されることが筋なのではないかと思う。それぞれの色々な項目については、この審議会全体の話の中で話していきたい。</p> <p>私がここに来たいなと思った一つの意図としては、私も関市出身で、もっと関をよくしたい、残された人生の中でどれだけ役に立てるかと考えて公募に出させてもらった。色々な方が見えるので、その知恵を出して議論していきたい。</p> |
| 委員 | <p>私もここに来るのは初めてだが、どのような話になるのか聞いていた。つくづく思っているのは、行政も色々な努力はしているが、県知事も言っていたが、関市はPRが下手である。いいことを色々やっているがPRできていない。自治基本条例の話聞いた中で、地域のイベント等、地域でも格差があると言っていたが、統一したPRなどできたら、市民にもいろいろなイベントなどの理解が深まるのではないかと思う。そのこともあわせ、いろいろなことがもっとPRできたら、市民の理解も深まるのではないかと思う。</p> |
| 委員 | <p>私も初めて参加したが、条例を読んだ時、すごく難しいことが書いてあって、そんなところに参加していいのかと思ったし、関市の市民のどれくらいが関心をもっているのか。団体も一部は一生懸命やっているが、他はあまり関心をもっていない。ボランティアについても、同じことがいえる。すべてに言えることだが、参加するということはとても大事なことであり、同じく、関心をもつということも大事であると言える。広報もバラバラとしか見ないし、若い人はそもそも見ない。私もここに参加して、色々勉強しなければと思った。</p> |
| 委員 | <p>育成協議会が生涯学習課と教育委員会で別れてしまっていることから、施策がバラバラになっている。自分は総合的にやるのが好き。委嘱状は教育委員会からだが、やっていることは生涯学習的なこともあってちぐはぐになっている。それと、未だに私は子供のふれあいのメンバーで、小学生が対象だが、やはりそれもちぐはぐである。武儀には日本平成村というNPOがあるが、すべての団体はそこに所属している。民生委員もやり手が少なくなってきたおり、本来は困っている人に相談してやるべきところだが、結局やっているのは自治会長とかになってしまっている。交通安全協会もほとんどNPOに任せてしまっている。</p> |
| 委員 | <p>高齢化が進みどこも参加者が少ない状況で、地域委員会でもいつも同じ人がメンバーでやっていて、市民にどういうことをやっているか認知されていない。その改善が大事であると思う。ボランティアも同じメンバーばかりで、何かをもらえると結構集まるのだが、それも難しい。人を集めるということに関して、考えるのは苦勞する。</p> |
| 会長 | <p>具体的な課題に関してお話しただけた。地域の格差につながるかはわからないが、地域への依頼などの受け皿の問題、メンバーの固定化の問題、高齢化の問題が具体的に課題として出てきたが、そういったものを解決していく「枠組み」としての条例にしていくという点も見直しの観点に含めていけたらと思う。ひとつ、メンバーの固定化の問題、高齢化の問題に関わって出てくるのが、全国的な課題だとは思いますが、自治基本条例やNPO、市民活動に関する議論が盛り上がった20年前からすると、今の時期というのは、定年が延長され、多くの方が、体が元気なうちはとにかく働いている方が非常に増えているという実態があり、何かあれば手伝いに行こうかとも思えるとおっしゃったが、そもそもそのような人材が昼間いないことが、全国的な課題としてあり、どこの地域でも言われていることである。なので、ここで一番重要な観点となってくるのが、今日最初に言っていたと思うが、事業者が本業と</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>いう部分で市民協働に関わるような何かがあるかどうか重要な観点になってくる。ここで事業者の責任とあるのは本業とは別の部分でボランティアをしましょうであるとか、従業員が取り組みやすいようにしましょうであるとか、当時はそのような観点でできた条文だと思うが、今はむしろ事業者の本業ベースの部分で社会課題の解決に携わることができるような、小さなコミュニティビジネスでもいいからできるかどうかは実は問われており、その観点からいうと、令和2年度でおしまいになってしまった「ミラプロ」は、コミュニティビジネス化していくという観点からするととても重要な事業で、先進的な取り組みをされていたなと思うところである。なので、条文そのものを見直すということも含めてだが、今ある条文をどう活かすかという観点のなかで、こういったこともぜひ残しながら、こういう観点で事業を推進していただきたいという議論も審議会の中で是非出来たらと思う。</p> <p>最後、どなたか何か意見があれば。</p> |
| 委員 | <意見なし> |
| 会長 | それでは、以上で審議회를終了する。 |
| 課長 | <挨拶> |
| (正午 閉会) | |